

別紙 1

保護者様

令和 5年 11月 22日

寝屋川市教育委員会
寝屋川市立三井小学校長

食物アレルギーの調査について

日頃は、本市教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
学校における食物アレルギー対応については、医師の診断・指導に基づき、保護者と連携を取りながら進めることは、安全面においても児童・生徒の成長や健康においても重要なことと考えております。

本市では、安全に学校生活を送るために、食物アレルギーの調査を行います。
つきましては「食物アレルギー調査票」に必要事項を記入し提出して下さい。
なお、児童・生徒の学校における食物アレルギーの管理については、後日提出していただく「学校生活管理指導表（様式1-2）」「食物アレルギー除去申請書（新規・変更用）（様式2）」と面談などの結果を踏まえてアレルギー対応委員会等で決定します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 調査・提出書類について

(1) 「食物アレルギー調査票(様式1-1 全員提出)」
必要事項をご記入のうえ **11月29日(水)までに提出してください**

(2) 食物アレルギーありの場合

①医療機関を受診し「学校生活管理指導表(様式1-2)」の提出をお願いします。
(「学校生活管理指導表」に係る診断書作成料等は、主治医と十分相談してください。)

②医師の指示により食品除去が必要な場合は「食物アレルギー除去申請書
新規・変更用(様式2)」の提出をお願いいたします。

※ 食物アレルギーが「ある」と回答し、学校で対応を希望しない場合においても、児童・生徒の正しい状況を把握し、食物アレルギーの管理が必要か確認するために「学校生活管理指導表」の提出をお願いすることもあります。安全に楽しく学校生活を送るために大切な調査です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 提供された食事から児童・生徒が自分でアレルゲンを除いて食べることは、安全確保の面から認められません。

提出書類	対象
①食物アレルギー調査票(様式1-1)	・全児童、生徒
②学校生活管理指導表(様式1-2) ※ 対象者に用紙を配布する。 医療機関を受診し医師が記入する。	・食物アレルギーを有する児童・生徒 ・学校で対応を希望する児童・生徒
③食物アレルギー除去申請書(新規・変更用)様式2 ※ 医師の診断に基づき保護者が記入。	・医師の指示により食品の除去が必要な児童・生徒

2 食物アレルギー対応について

給食及び食品を扱う授業・体育などの運動を伴う活動・校外活動等において、学校生活管理指導表に記載されている医師の指示に基づき対応します。

<p>【給食の時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な献立表の配布 ・除去食対応 ・誤食等の事故防止の配慮 (給食当番・配膳時・おかわり・片づけ等) <p>※ 微量の原因食物の除去が必要等、集団給食の範囲を超える場合は給食で対応できないこともあります。</p>	<p>【校外活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会見学 ・遠足(弁当など) ・宿泊学習(林間、修学旅行等) ・体験学習等
<p>【食品を扱う授業や活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科(調理実習) ・生活科、総合、図工 ・学級活動、学校行事等 	<p>学校以外の活動について</p> <p>※ 学童保育や子ども会等の活動等は、各主催者にお問い合わせをお願いいたします。</p>

※ 学校生活管理指導表の提出がない場合は、食物アレルギーの対応はできません。

3 対応内容の更新・変更

食物アレルギー対応内容を変更する際は「学校生活管理指導表」(様式1-2)を提出してください。食品の除去が不要になった場合は、上記の様式1-2に加えて「食品アレルギー除去の解除届」(様式4)を提出してください。

また、症状などに変化がなくても引き続き学校生活で配慮や管理を希望される場合は、年に1回学校生活管理指導表の提出をお願いいたします。